

令和6年度「宮崎ひなた暮らし移住相談会」開催業務委託企画提案競技 実施要領

1 開催目的

県外在住者で本県への移住を検討されている方々を対象に、宮崎の生活環境や市町村等の受入環境、さらには仕事や住まいなど個別の相談に対応する「移住相談会」等を開催し、本県への移住定住の促進を図ることを目的とする。

2 業務委託の内容

令和6年度「宮崎ひなた暮らし移住相談会」開催業務委託仕様書による。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託料

7,852,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※委託業務に係る全ての経費が含まれる。

※委託料の支払は、委託業務完了後である。

5 企画提案競技参加資格要件

次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者、役員及び構成員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (10) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県ホームページにより公示

7 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 実施公告 | 令和6年5月10日（金） |
| (2) 質問票受付期限 | 令和6年5月24日（金）午後5時 |
| (3) 参加申込期限 | 令和6年5月31日（金）午後5時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和6年6月7日（金）午後5時 |
| (5) 審査結果通知 | 令和6年6月14日（金）まで |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問票（別紙1）の提出

- ア 提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時まで
- イ 提出先 下記11を参照
- ウ 提出方法 電子メール又はファクシミリ（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- エ 回答 原則として、質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く）に質問者に電子メールで通知する。

(2) 参加申込書（別紙2）の提出

- ア 提出期限 令和6年5月31日（金）午後5時まで
- イ 提出先 下記11を参照
- ウ 提出方法 電子メール又はファクシミリ（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類等（各7部）

(ア) 企画提案書（提案は、1社1案とし、A4版で1冊にまとめること。）

(イ) 応募団体の概要（A4版で1枚にまとめること。）

（記載事項）

- a 氏名又は名称
- b 所在地
- c 代表者職氏名
- d 担当者職氏名
- e 担当者連絡先（電話・ファクシミリ・電子メール）
- f 類似業務の履行実績

(ウ) 費用見積書

具体的な費用内訳を記載すること。

金額は「税込」、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」、業務内容は「令和6年度「宮崎ひなた暮らし移住相談会」開催業務委託」とすること。

(エ) 誓約書（別紙3）：1部

イ 提出期限等

(ア) 提出期限 令和6年6月7日（金）午後5時まで（必着）

(イ) 提出先 下記11を参照

(ウ) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

ウ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) 審査

書類審査による「企画提案競技方式」とし、以下の審査基準により審査を行い、合計得点が最も高かった参加者を受託者として決定する。参加者が1者の場合は、審査の結果総合計180点以上（30点×6名）であれば、受託者として決定する。

（審査基準）

ア 移住相談会に関する会場の提案

より多くの集客が見込める会場の選定や、参加者にとって分かりやすく回遊性を生むような会場のレイアウト等の具体的な提案がなされているか。また、中山間地域の小規模町村窓口にも相談が集まるような仕組みについて提案されており、効果が期待できるか。

イ 移住相談会に関する企画の提案

参加者にとって充実したプログラム構成になるような企画が具体的に提案されているか。また、中山間地域の小規模町村への移住希望者が増えるような企画について提案されており、効果が期待できるか。

ウ 移住相談会の広報・参加者募集業務

移住相談会の開催について具体的な情報発信が提案され、十分な集客が見込める内容となっているか。また、十分な周知期間が見込まれているか。

エ 事業実施体制、実績等

事前準備、広報、参加申込受付、アンケート、関係機関との連絡調整等を確実に実施できる体制・能力を有しているか。

オ 見積金額

必要な経費が適切に積算、計上され、提案内容と整合性が図られているか。
その上で、提案価格に優位性はあるか。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、令和6年6月14日（金）までに、採択・不採択にかかわらず通知する。

(6) 参加資格の欠格

当手続中に次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とし、当該参加者に書面で通知する。

ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

イ 提案書を期限までに提出しないとき

ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

オ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

カ アからオまでに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 その他

- (1) この企画提案競技に係る説明会は開催しない。
- (2) 当業務委託に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (3) 今回の企画提案に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (5) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (5) 審査の結果、提出されたすべての企画提案が、本県が想定する基準を満たしていないと判断される場合は、採択なしとする場合がある。
- (6) 受託者は、業務の処理に当たって、業務の内容及び範囲について県（発注者）と十分に打合せを行い、業務の目的を達成するものとする。

11 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1
宮崎県総合政策部 中山間・地域政策課
移住・定住推進担当 甲斐
電 話 0985-26-7922
ファクシミリ 0985-26-7353
電子メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp